

SNSで誘われて… もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



-  マルチ商法
マルチまがい商法
-  架空請求
不当請求
-  アポイントメント
セールス

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン 188

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

消費者トラブルや製品事故に関する注意情報などを、メール配信します。
メール(shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp)
または左記の二次元バーコードを読み取って送信してください。

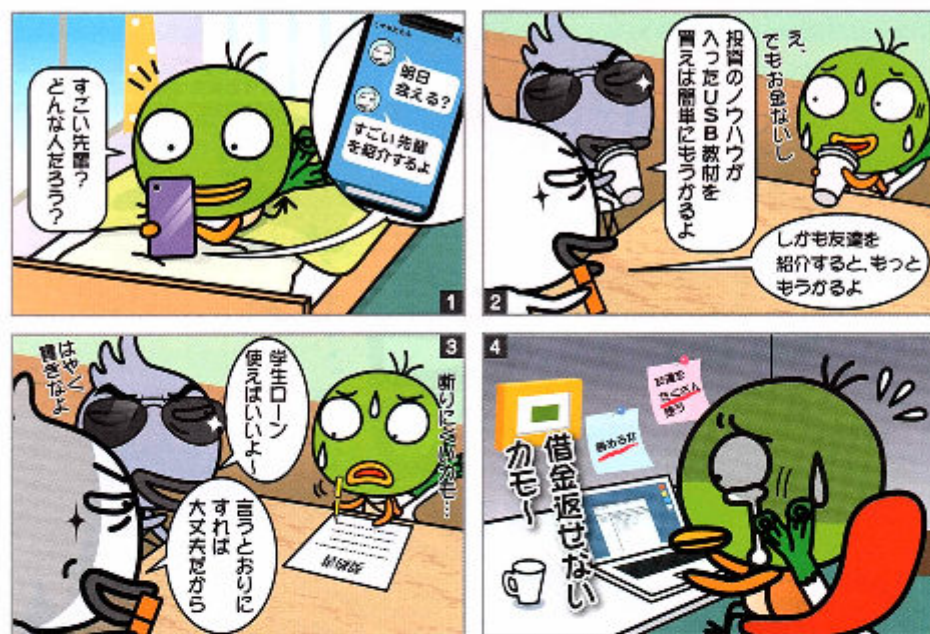


群馬県消費生活センター 群馬県消費生活センター 検索 <https://www.pref.gunma.jp/>

ウマイ話には裏があるかも…!



■ マルチ商法・マルチまがい商法



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

ウマイ話はない!

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達や先輩から誘われても、きっぱりと断る!



こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

■ アポイントメントセールス



販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために…

ウマイ話はない!

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気ですぐに契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。



こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。



これだけは覚えておこう!



「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■ 架空請求・不当請求



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

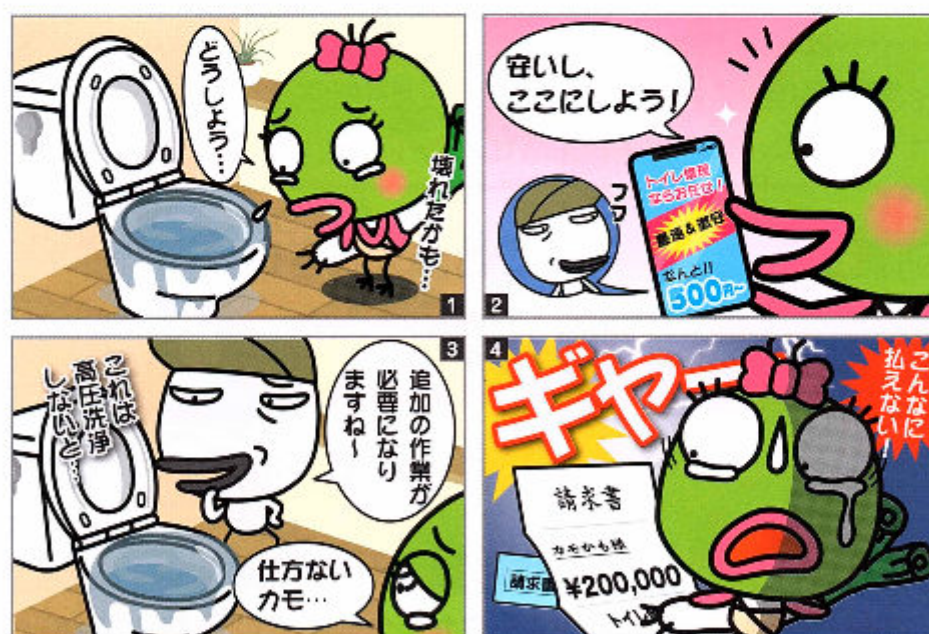
カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。記載されているURLに安易にアクセスしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

■ ネット広告等をきっかけとしたトラブル



ネット広告を見て修理を依頼したところ、事業者から広告とかけ離れた高額な請求をされて、トラブルになるケースが見られます。

カモにならないために…

- 「500円〜」などの表示がある場合、実際にはその価格より高額になる可能性があるため、表示内容をうのみにしない。
- 作業を依頼する前に、複数社の見積もりをとる。
- 事前に住宅メーカーや施工業者などに緊急時の対応について相談しておく。

悪質商法カモ? と思ったら、**消費生活センターへ相談!**



専門の相談員が、解決のお手伝い!



あやしいと思ったら、**すぐに相談。**

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ×××× 営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
 - ・電話勧誘販売.....8日間
 - ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
 - ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
 - ・業務提供誘引販売取引(サイトビジネス商法等).....20日間
 - ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制

○土曜：9時～12時／13時～16時30分(電話のみ)



- 前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
- 高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
- 桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
- 太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
- 館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066

- 安中市消費生活センター ☎027-382-2228
- みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830
- 明和町消費生活センター ☎0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166

このリーフレットについてのお問合せ ●群馬県消費生活課 ☎027-226-2281 令和3年12月作成

～このポスターは、金融広報中央委員会の地方庁運動費で制作しております～